

## 声明と要望

2013年12月6日金曜の深夜、参議院本会議において、特定秘密保護法案が可決されました。私たちはその審議の過程を見守ってまいりましたが、衆参両院のいずれにおいても十分に論議を尽くすことなく、強行採決へと急いだ法案の取り扱いはいかにも拙速であり、両院ともに多数を占めるからといって、数の力に物を言わせた政権与党の奢りは日本の民主政治の将来に禍根を残すものと判断いたします。

成立を見たとはいえ、この法律の内容は問題を残したままです。特定秘密の指定が政府行政の一部の人々によって恣意的に行われる恐れがあり、そのため国民の知る権利や表現の自由が脅かされる危険を含んでいます。この法律からはそのような危惧を払拭できないと、私たち詩人もまたここに懸念を表明します。先の敗戦から得た教訓に学ぶことなく、かつて戦争への道を突き進んだ隠蔽と監視の社会を再び導いてはならないと考えます。また国外に、取り返しのつかない嫌疑や敵対を招いてはならないと訴えます。

よって私たちは今後も引き続き、この法案の可決に至るまでの経緯が民主主義の本来の姿に外れる衆愚政治であると批判をつづけるとともに、平和を脅かす事態を招くことのないように今後の取り扱いを見守り続け、さしあたりは秘密の適切な範囲限定を、さらには法律そのものの破棄を求めてまいります。

さらに、自民党幹事長が、11月29日付けのブログで、この法律の制定に反対する合法的なデモに対して、絶叫戦術と名指し、本質的にテロ行為に等しいと表明したことは、戦後私たちが努力を重ねて作り上げてきた民主主義を否定する奢りの発露であり、その後記載内容の一部を撤回したからといって、単なる失言として見過ごすことができないと付け加えます。

日本詩人クラブは1950年の創立以来、和暢友愛の精神に基づき、詩の交流を通して世界平和のために努めてまいりました。そのような立場から私たちは、以上この法律の内包する問題を指摘するとともに、言葉を尽くさずいたずらに対立を強めるのみの議会運営に猛省を促します。野党はもちろんのこと、与党の心ある国会議員の方々も、国会や党の内外において、なおもこの問題に真摯に取り組まれるよう要望します。

2013年12月7日

一般社団法人 日本詩人クラブ  
会長 細野 豊  
理事長 川中子義勝  
同法人 理事会